# 18歳未満の軽・中等度難聴の方の
# 補聴器購入助成について

身体障がい者手帳（聴覚障がい）交付の対象とならない軽・中等度難聴児の言語習得等の発達支援やコミュニケーションの向上のため、補聴器の購入費用を助成します。（平成２６年４月１日より）

## ◇対象者（以下①～③の全てに該当する方）

① 市内に住所を有し、身体障がい者手帳（聴覚障がい）交付の対象とならない満18歳未満の児童

② 身体障害者福祉法第15条に規定する指定医（聴覚障がい）からの意見書の提出があり、補聴器の装着が必要と認められる方

③ 両耳の聴力レベルが、原則30ｄＢ以上70ｄＢ未満の方
（30ｄＢ未満であっても医師が装用の必要を認めた場合は対象）

※15条指定医については山形市障がい福祉課給付係までお問い合わせください。
※市町村民税所得割額が46万円以上の世帯、他制度利用により助成を受けることのできる方は対象外となります。

## ◇申請に必要な書類

申請書（窓口に有り）、意見書（所定の様式有り）、見積書（意見書に基づき作成されたもの）、印鑑

## ◇助成額

基準額の範囲内で、補聴器の購入に要する費用の３分の２

※基準額については裏面の「◇対象種目」をご参照ください。

お問い合わせ
山形市役所障がい福祉課給付係
（山形市役所２階２８番窓口）
TEL　０２３－６４１－１２１２
（内線　５４９・５５０）

◇対象種目

<table>
<tr><th colspan="2">名　称</th><th>１台当たり（片耳）の<br>基準額（円）</th><th>基準額に含まれるもの</th><th>耐用<br>年数</th></tr>
<tr><td colspan="2">軽度・中等度難聴用ポケット型</td><td>４３，２００</td><td rowspan="3">①補聴器本体<br>（電池を含む。）<br>②イヤモールド※１</td><td rowspan="8">５年</td></tr>
<tr><td colspan="2">軽度・中等度難聴用耳かけ型</td><td>５２，９００</td></tr>
<tr><td colspan="2">耳あな型（レディメイド）</td><td>９６，０００</td></tr>
<tr><td colspan="2">耳あな型（オーダーメイド）</td><td>１３７，０００</td><td>補聴器本体<br>（電池を含む。）</td></tr>
<tr><td colspan="2">骨導式ポケット型</td><td>７０，１００</td><td>①補聴器本体<br>（電池を含む。）<br>②骨導レシーバー<br>③ヘッドバンド</td></tr>
<tr><td colspan="2">骨導式眼鏡型</td><td>１２７，２００</td><td>①補聴器本体<br>（電池を含む。）<br>②平面レンズ※２</td></tr>
<tr><td rowspan="3">FM 型<br>補聴器</td><td>FM 型受信機</td><td>８０，０００</td><td></td></tr>
<tr><td>ワイヤレスマイク<br>（充電池を含む。）</td><td>９８，０００</td><td></td></tr>
<tr><td>オーディオシュー</td><td>５，０００</td><td></td></tr>
</table>

※１　イヤモールドを不要とする場合、基準額から９，０００円を減額した額が基準額となります。

※２　平面レンズを不要とする場合、基準額から１枚につき３，６００円を減額した額が基準額となります。

注１）耐用年数内での再給付はできません。また、修理費（成長に伴うイヤモールド交換を含む）は、助成の対象となりません。

注２）原則として、片耳のみの助成となります。